

◎新潟県告示第1212号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
樹楽北城	新潟県上越市北城町1丁目3番31号	ビィ・エフ・クリエイト合同会社	通所介護 介護予防通所介護	平成27年7月30日	平成27年8月31日